

## 安全データシート (SDS)

### 1. 化学物質等及び会社情報

製品名	: 活力炭粒状（中粒）KD-GA-M
会社名	: 株式会社ユー・イー・エス 和歌山工場
住所	: 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 3894-51
担当部門	: 品質管理室 担当者 杉本 渉 TEL 0739-47-6470 , FAX 0739-47-6580
緊急連絡先	: 同上
メールアドレス	: ues@cocowork.com

### 2. 危険有害性の要約

G H S 分類	: 分類基準に該当しない
特定の危険有害性	: 粉塵障害防止規則により規定されており、長時間許容粉塵濃度以上にて作業した場合、障害を起こす場合がある。
物理的及び化学的危険性	: 10トン以上保管する場合は、消防法の指定可燃物に指定される。
環境への影響	: データなし

### 3. 組成及び成分情報

単一成分・混合物の区分	: 単一物
化学名	: 炭素
一般名	: 活性炭
化学式又は構造図	: C
CAS No.	: 7440-44-0
官法公示整理番号	: 化審法（対象外）、安衛生法（SDS非該当）、PRTR法（非該当）
国連分類及び国連番号	: 該当せず

### 4. 応急措置

吸引した場合	: 水でうがいをし、口の中をよく洗浄する。
皮膚に付着した場合	: 流水で洗い流す。
目に入った場合	: 流水で充分洗浄した後、医師の手当てを受ける。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は、外した後に洗浄をする。
飲み込んだ場合	: うがいをし、口の中をよく洗浄した後、異常のある場合は医師の手当てを受ける。

### 5. 火災時の措置

消火剤	: 水噴霧、泡消火、粉末消火剤、二酸化炭素など
使ってはならない消火剤	: 直接棒状の水を散水すると、火の粉が飛び散るので注意する。
特有危険消火方法	: 燃焼時、一酸化炭素発生の恐れがあるため、消火は風上から行う。
特有の消化方法	: 火炎を伴うことはないが、近くの引火性、可燃性物を排除し消化する。
消防を行う者の保護	: 消火作業の際は、必ず保護具を着用する。

### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	: 粉塵をできる限り吸引しないように保護具を着用する。
環境に対する注意事項	: 床などにこぼれた場合は、できるだけ粉塵が飛散しない方法で回収する。

### 7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い	: ①防塵マスク・保護眼鏡等、適切な保護具を着用する。 ②粉塵をできるだけ抑え、作業環境を許容濃度以下に保つように努める。 ③密閉された場所での作業の場合は換気に留意して行う。 ④製品の温度上昇により包装内容器が膨張する可能性があるので、温度上昇を避ける。 また、加圧になった場合は、温度を下げる等により常圧にしてから開封する。
保管	: ①直射日光及び湿気を避け、屋内の冷暗所にて保管する。 ②水濡れ、破袋に注意して保管する。

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	: 厚生労働省告示 3.0mg/m <sup>3</sup>
許容濃度	: 日本産業衛生学会 2.0mg/m <sup>3</sup> (総粉塵)
施設対策	: 経常的に取り扱う場合は、局所集塵を行い、保護具を着用する。
保護具	: 粉塵暴露を防ぐため、防塵マスク・保護眼鏡・手袋・適切な作業服等を着用する。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	: 固体
形状	: 黒色
臭い	: 無臭
沸点	: データなし
溶解性	: なし (水)
吸湿性	: あり

---

## 10. 安定性及び反応性

発火点	: 250°C
引火点・爆発限界	: データなし
可燃性	: データなし
自然発火性	: なし
酸化性	: なし
安定性	: 通常の取り扱いに条件においては安定。10トン以上保管する場合は（消防法）指定可燃物であり、火気には近づけないようにする。
反応性	: 空気中での高温加熱や、オゾン、液体酸素などの強酸化剤との接触を避ける。

---

## 11. 有害性情報

許容濃度以上の粉塵濃度条件下で作業した場合、塵肺障害を起こすことがあるため、粉塵障害防止規定で規制されている。その他の有害性情報はなし。

---

## 12. 環境影響情報

活性炭は浄水用、土壤改良用としても広く用いられており、環境影響情報は得られていない。

---

## 13. 廃棄上の注意

都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に委託処理すること。

---

## 14. 輸送上の注意

容器の損傷・破損などを確かめたうえ、荷崩れ、水濡れなどの防止を行う。

国連分類	: 該当しない
国連番号	: 該当しない

---

## 15. 適用法令

消防法	: 火災予防条例準則の「指定可燃物」に入り法第9条の3による市町村条例に定める取扱基準に従う。(石炭、木炭類10トン以上保管の場合)
船舶安全法	: 該当しない
航空法	: 該当しない
食品衛生法	: 食品添加物基準（本品は対象外）
安衛法該当規則	: 粉塵障害防止規則、酸素欠乏症防止規則
労働安全衛生法施行令18条の2	: 該当しない

---

## 16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。新しい知見により改訂されることがあります。

また、記載事項は通常の取扱いを対象としていますので、特別な取扱いをする場合には、用途、用法に適した安全対策を実施してください。